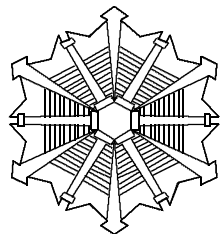


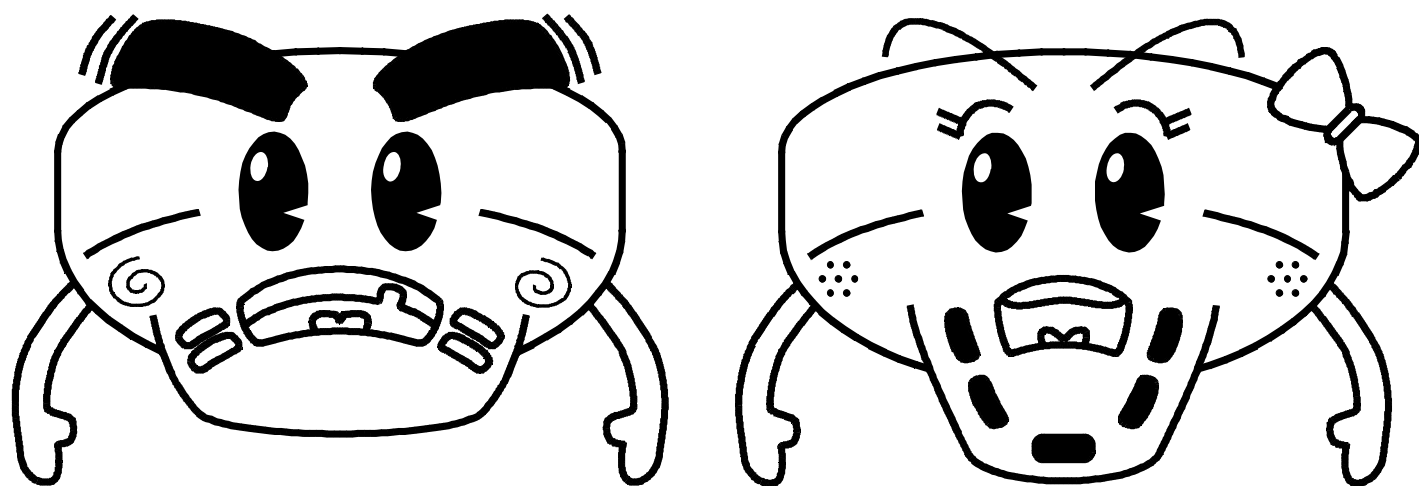
消防 鹿角



第29号 平成22年 秋季号
編集・発行：鹿角広域行政組合消防本部・消防署
：秋田県消防協会鹿角支部

鹿角広域行政組合消防本部管内
出動件数
平成22年1月～平成22年9月末
総出動件数 1293件

①火災	8件
②救急	1136件
③救助	22件
④自然災害	5件
⑤遭難捜索	8件
⑥その他	8件



ぼくたちは、「住宅用火災警報器」です。

平成23年5月31日までに

みなさんの家族の一員にしてください。

秋の火災予防運動

平成22年11月 7日(日)
～11月13日(土)

11月7日(日)の早朝に消防団による火災想定訓練が行われます。
(花輪 にこにこ保育園、八幡平 新東組、小坂町 七滝小学校)
また、訓練後の午前中に消防車による防火パレードも実施されます。
火災予防週間中の7時と19時にはサイレン又は警鐘が鳴りますので、火災と間違わないようにご注意ください。

平成22年度 全国統一防火標語 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

去る7月29、30日、平城遷都1300年を迎えた奈良市において「第16回全国女性消防団員活性化奈良大会」が開催され、鹿角市消防団からも奈良日佐さんと安保千夏さんの2名が参加しました。このうち奈良さんはパネルディスカッションにパネラーとして出場し、機関員を志望し入団した自身の経験から“女性団員の配属や活動内容を限定するべきではない”と提言しました。

また、安保さんは他県の女性消防団活動の活発さに衝撃を受けたと語っていました。

※平成24年度に秋田県で開催される予定です。



「多機能型消防車」が鹿角市消防団に配備
この度、救助等に関する消防団員の技術の向上と活動の充実を図るため、消防資機材のほか、救助資機材を装備した多機能型消防車が、総務省消防庁より鹿角市に無償貸与されました。官公庁団地・かづの厚生病院と国道が隣接する好環境地域として発展が予想されることから、管轄する第2分団(用野目)に配備されました。ポンプ機能に加え、AED・油圧カッター・エンジンカッター等を搭載し、今まで以上に、災害現場での消防団員による活躍が期待されます。



消防通信 龍吐水 りゅうどすい

第47回 秋田県消防操法大会

小坂町消防団第4分団(万谷班)
ポンプ車操法の部 準優勝
鹿角市消防団第5分団(尾去沢)
小型ポンプ操法の部 第5位
鹿角支部 総合 第3位

去る、9月2日、由利本荘市の秋田県消防学校において、第47回秋田県消防操法大会が開催されました。鹿角支部大会を勝ち抜いた両分団は、猛暑の今夏、支部大会終了後の7月下旬から、お盆の数日を除くほぼ毎日早朝と夕方に訓練を重ねました。

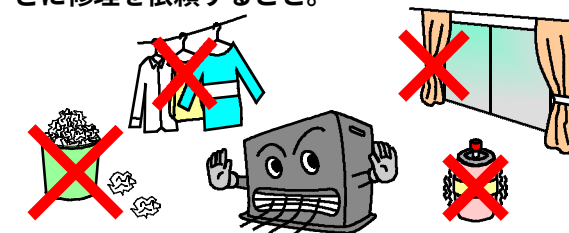
100パーセント満足のいく結果とはなりませんが、魂のこもった操法を展開しました。

団員の勤務する職場、地域の皆様、ご家族のご理解ご支援に感謝申し上げます。

冬の防災対策は大丈夫ですか？ ストーブの取り扱い

寒い時期を迎え、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災にならないよう特に次の点に注意するよう心がけましょう。

1. ストーブの近くに燃えやすいものを置かない。
2. 給油は、必ずストーブを消火してから。
3. カーテンなどがストーブに接触しないようにする。
4. ストーブの上に洗濯物を干さない。
5. 暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、安全装備などが故障している場合には、販売店などに修理を依頼すること。



災害情報メール配信しています

鹿角市、小坂町で発生した災害情報を携帯電話やパソコンにeメールで配信しています。ご利用される方は登録が必要です。消防署へ来ていただくか、下記のメールアドレスへ氏名と登録するメールアドレス、連絡先の電話番号を明記して送信して下さい。

登録先 eメールアドレス info@fdkazuno.jp

..... 鹿角広域行政組合消防本部ホームページ

ホームページアドレス http://www.fdkazuno.jp/ 携帯電話用災害情報サイト http://www.fdkazuno.jp/keitai

連絡・問い合わせ先 ◎消防本部・消防署 電話 23-5601(代) ◎十和田分署 電話 35-2006
◎小坂分署 電話 29-2119 みなさんからのご意見お待ちしております

携帯電話サイト用
QRコード





9月30日に、かづの厚生病院のヘリポートを訓練会場とした「ヘリコプターによる夜間救急搬送合同訓練」が病院・消防署・航空隊の3機関合同で実施されました。訓練には秋田県消防防災航空隊・防災ヘリ「なまはげ」を使用し、消防職員による手信号での機体誘導訓練、傷病者の引き継ぎ訓練、医師・看護師がヘリコプターへ搭乗する訓練など本番さながらの訓練が繰り返し実施されました。この合同訓練は年1回以上実施するよう規定されており、かづの厚生病院が開院して初めての合同訓練となりました。

なお、この訓練には当消防本部から初の航空隊派遣職員となっている 兎澤俊幸 消防士長 も参加しました。活躍の場を陸から空へ移し、秋田県の安全を守っています。



☆市民の皆様へ、ヘリコプター離発着時のお願い！☆

かづの厚生病院ヘリポートに着陸する際、周辺はダウンウォッシュ(※1)が発生しますので、周辺の道路の立入禁止措置を行います。また周辺駐車場に見物人等が確認される場合には、車両の中に待避してもらうようお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。(ダウンウォッシュにより小石等が飛散するため)

※1 ヘリコプターが空を飛ぶためにまわすメインローター(回転する翼)により発生する下降気流のことで、その風速は25m/sにも達します。

命

にかかわるお願いです

救急車の正しい利用について考えてください。



生命の危険がある傷病者が救急車を待っています。

救急車は、けがや急病などで緊急に病院に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した時、遠くの救急車が出動することになり、到着が遅れることで、救える命が救えなくなる恐れがあります。



緊急性のない状態で救急車を呼んでいませんか？

夜間・休日の病院がわからないという理由で利用していませんか？

タクシーなどの交通機関の代わりに利用していませんか？



政府インターネットテレビ

—内閣府大臣官房政府広報室—

本当に救急車が必要ですか？～救急車・適正利用についてのお願い～

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1359.html>

※総務省消防庁ホームページから抜粋

住宅用火災警報器を設置しましょう！！

あなたのお宅はもう設置しましたか？

平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災による死者の軽減を目的として、全国一律全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

鹿角市・小坂町では新築住宅は平成18年6月1日から設置義務の対象となっています。既存の住宅は平成23年5月31日まで設置の猶予期間があります。万が一の時、自分の命を守るのはもちろんのこと、大切な家族の命を守るためにも早めの設置をよろしくお願いします。



設置期限まであと212日

NSマークが付いているものを設置するようにしてください。

住宅用火災警報器の設置届出について

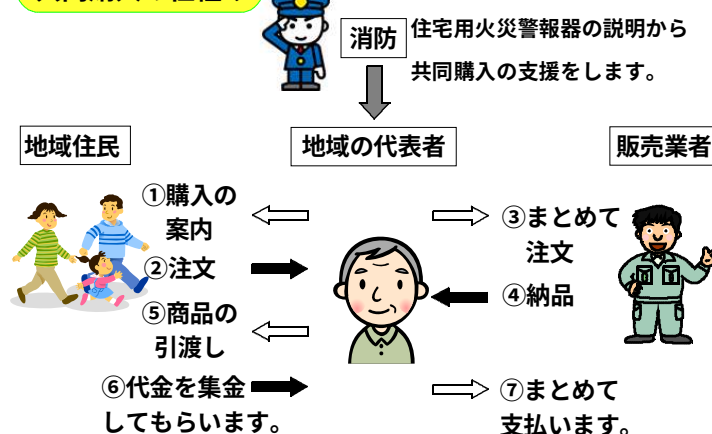
消防署では住宅用火災警報器を設置されたお宅に、「住宅用火災警報器設置届出書」の提出をお願いしています。住宅用火災警報器の設置状況を把握し、さらなる普及促進に役立てるためです。ぜひ、ご協力をお願いします。記入用紙は、消防署や各分署に用意してあります。また、当消防本部のホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。

住宅用火災警報器共同購入ガイド

共同購入のメリット

- 1.まとめて購入すると、価格交渉次第で安くなる。
- 2.地域全体で購入すると、地域全体の防火対策になる。
- 3.同じ時期に電池や本体の交換ができる。
- 4.販売店と取付相談ができるので、取付が不安な方でも安心。
- 5.悪質な訪問販売防止対策となり、心配がなくなる。

共同購入の仕組み



注意点

1. 消防本部では共同購入に関するご相談を受け付けておりますが、商品の紹介や販売の仲介等を行うことはありません。
2. 購入の申込や取り付け工事、商品説明、集金、メンテナンスなどについてのお問い合わせは直接販売店へお願いします。

灯油は専用の容器を使用しましょう！

灯油用ポリ容器は、太陽の紫外線等を防ぎ灯油の変質防止効果がありますので、「型式試験確認済証」、「推奨・認定」のラベル付きのポリ容器を使用しましょう。

また、灯油用ポリ容器にはガソリンは絶対に入れない、水用ポリ容器には灯油を絶対に入れないでください。



※上記いずれかのラベルが付いている容器を使用してください。

